福井県条例第

福井県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例の一部を改正する条例 (案)

福井県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例(平成十九年福井県条例第五十五号) の 一 部を次の

ように改正する。

第三条中「計画」を「基本的な計画」に改め、同条を第四条とする。

第二条中「県行政全般に係る政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画 (計画期間が三年を超えるものに限

る。)」を「基本的な計画」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

(定義)

第二条 この条例において「基本的な計画」とは、 次に掲げる県の計画 (計画期間が三年を超えるものに限る。 をいう。

県行政全般に係る政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画

組が必要なものであって、 県行政の各分野における政策の基本的な方向を体系的に定める計画のうち、当該計画の推進に当たり部局横断的 県行政の運営上特に重要なものとして議会が認めるもの な取

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の福井県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例の規定は、 この条例 \mathcal{O} 施

行の日以降に策定し、または変更する基本的な計画について適用する。

提案理由

ることとしたため、 画 の推進に当たり部局横断 議決が必要な基本的な計画について、県行政の各分野における政策の基本的な方向を体系的に定める計画のうち、 この案を提出する。 的 な取組が必要なものであって、県行政の運営上特に重要なものとして議会が認めるもの 当該 いを加え